

### 第3章 山陰地方の歴史から考える「太政官指令」問題

杉原 隆

はじめに

1. 浜田県大参事藤（藤原）茂親と「竹嶋航行漁獵願書」、「竹嶋再検届」（明治4年）
2. 島根県参事境二郎と「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」（明治9年）
3. 太政官指令（明治10年）の背景
4. 島根県官吏清水清太郎の『隠岐国地誌略』（明治13年）
5. 島根県令境二郎と「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」（明治14年）

おわりに

#### はじめに

明治初期の外務省記録をまとめた北澤正誠の『竹島考證』<sup>1)</sup>は、その中に陸奥の武藤平学が明治9（1876）年7月に提出した「松島開拓之儀」を紹介している。そしてこの願書が「松島竹島一島ニ非ラス二島タルノ説始テ出ツ」、「於是竹島松島一島両名或ハ別ニ二島アルノ説紛紜決セス」の問題を提起したとしている。山陰地方には隠岐、大森、浜田県大参事を務めて明治4年自分の藩福岡藩経由で民部省に一島二名の立場で願書を藤（藤原）茂親が提出した資料や武藤平学の願書の直後明治9年10月内務省地理寮の田尻賢信等から竹島の地籍を問われ、2週間後に島根県は参事境二郎の名で「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」<sup>2)</sup>という伺書を提出した関係資料も残っている。この伺書を内務省経由で受け取って明治10年3月太政官から内務省に提示されたのが「伺之趣竹島外一島之儀、本邦関係無之儀ト可相心得事」のいわゆる太政官指令<sup>3)</sup>であり、竹島外一島を一島二名と考えるか竹島（鬱陵島）と松島（江戸時代に松島と言っていた現在の竹島）の別々の二島と考えるか等が太政官指令問題である。参事境二郎はその後島根県令となり、明治14（1881）年11月には大屋兼助外一名に代って内務卿、農商務卿に明治10年の太政官指令に関する疑問も含めた「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」<sup>4)</sup>も提出している。なお『竹島考證』には内務省とは別に当時外務省の大書記官であった渡邊洪基の省内の検討資料で、明治10年に書いたとされる「松島之議」や自分の考えをまとめ

---

<sup>1)</sup> 北澤正誠『竹島考證』下（1881年）、国立公文書館所蔵写本の影印復刻版（エムティ出版、1996年）172-182頁、273頁。

<sup>2)</sup> 『公文録』第25巻 明治10年3月内務省伺（一）、国立公文書館所蔵、および島根県文書綴『明治九年 地籍』島根県公文書センター所蔵。

<sup>3)</sup> 同上。

<sup>4)</sup> 『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件』外務省外交史料館所蔵 外交記録3-8-2-4（第5巻）。

た「第二拾貳号」<sup>5)</sup>も載っているが、そこには「先ツ嶋根縣ニ照会シ其從來ノ習例ヲ糺シ併セテ船艦ヲ派シテ其地勢ヲ見」や「松島へハ必ラス行キタル人ナシト云フベカラズ去レハ竹島ト別物ナラハ因隠石等之國（因は因州で鳥取県の西部のこと、隠は隠岐州、石は浜田を中心とする石見州を意味する一筆者注）ニ歸セルヲ得ス去レハ是等ノ縣ニテハ知ルベキ筈ナレハ同縣等ニ問合松島之屬否竹島松島ノ異同ヲ取調フベシ」と山陰地方の調査が必要としている。明治政府は当時縦割り行政で他の省の言動は把握に積極的でなかったと思われるが、内務省、外務省が共に竹島、松島の確認から島根県への接近を重視していたことがわかる。

この時期島根県も大きな変化が生じていた。明治9年4月島根県は西部に隣接して存在していた浜田県を併合したし、同年8月には東部に隣接し伯耆、因幡地方を統治していた鳥取県も併合しいわゆる大島根県時代と呼ばれる時期を迎えていた。この時代を中心に島根県に蓄積された山陰地方の歴史を語る文献を基に、明治10年の「太政官指令」問題を考えてみたい。

## 1. 浜田県大参事藤（藤原）茂親と「竹嶋航行漁獵願書」、「竹嶋再検届」（明治4年）

明治政府は明治4（1871）年の廃藩置県の前に幕府の直轄地、天領であった地域に先行して県を置いた。明治2年2月当時の島根県の領域ではその関係で隠岐県が登場したが、庁舎の置かれた場所が石見銀山領の代官所であった大森に同年中に移ると県名も大森県、翌年に庁舎が浜田へ移ると浜田県となった。隠岐、大森、浜田県とも県令は久留米藩士真木直人であった。真木直人は兄真木保臣と共に熱烈な尊王攘夷派の志士で禁門の変には兄弟共に参加し、長州の久坂玄瑞と共にリーダー格だった兄は幕府軍に敗れると久坂等と共に自害した。真木直人は長州に逃れ、京都から来た公家の一人三条実美や福岡藩士藤茂親等との親交を深めている。

隠岐、大森、浜田と行動を共にし真木県令を支えたのは大参事藤（藤原）茂親であった。田村清三郎氏の著書<sup>6)</sup>によると、藤は文政10（1827）年福岡城下西の新地に生まれ、終生の友である平野二郎と共に武芸、国学、経史等を学んだ。勤皇思想を深めた二人は安政年間に薩摩藩へ脱藩したが薩摩で錦江湾へ僧侶月照と西郷吉之助隆盛が入水した時、平野二郎が西郷を救助したことは有名である。

藤はここからさらに長州に移り、高杉晋作の知遇を得、高杉が奇兵隊を組織すると一隊の隊長をまかせられた。慶応元（1865）年には流罪になっていた勤皇派の女傑として知られる福岡の野村望東尼を流罪先の離島から救助し山口の美田尻で匿ったり、京都から追われて長州に逃れて来た三条実美等公家を中岡慎太郎の指示で太宰府へ護送する等、行動派の勤皇派志士であった。

---

<sup>5)</sup> エムティ出版『前掲書』（注1）189-200頁、261-263頁、第拾壱号「松島之議一」189-192頁、第拾貳号「松島之議二」193-200頁、第二拾貳号268-263頁・268頁。

<sup>6)</sup> 田村清三郎『明治初期の県政』（今井書店、1966年）71-74頁。

藤は明治2年正月に太政官から京都府大属を命じられるが、同年中に隠岐県の大参事を拝命した。参事という職については「浜田県職制」<sup>7)</sup>に「知事ヲ輔シ、県内庶事ヲ判断シ、尤民政ヲ専務シ、聴訟断獄ノ事ヲ主裁ス」とある。その後数年間の藤については、「浜田県歴史付録官員履歴」<sup>8)</sup>に「明治二年任隠岐県大参事、二年八月四日任大森県大参事、三年一月浜田県大参事、三年六月十三日免本官、福岡藩士士族、旧称四郎、年齢失ス」とある。この間の藤については隠岐県から大森県に県令真木直人と一緒に西郷から海士の豊田を經由して大森県への移動する時の動向が行政文書によって確認出来るし、浜田県時代前田誠一による暴動を陣頭指揮で鎮圧したこと等が『浜田町史』<sup>9)</sup>で確認出来る。

田村清三郎氏の著『島根県竹島の新研究』<sup>10)</sup>は「明治維新後、松島、竹島の開拓を献議する者が多く、隠岐県大参事であった福岡県士族藤原茂親（通称藤四郎）は明治4年、東京府に対し竹島開拓の願を出したが、許容されるどころとならず」と記し、児島俊平氏の著書『山陰地方漁業史話』<sup>11)</sup>は鬱陵島渡海願を出した人物に浜田県大参事だった藤原茂親を記し提出先は日本政府とされている。なお藤原茂親は隠岐、大森、浜田県大参事時代は姓を藤でなく藤原としている。

藤（藤原）茂親が竹島渡海願を東京府か明治政府かいずれかに提出していると郷土の研究者が著書に記されているが、具体的な内容もわからないので過年私は東京都公文書館と国立公文書館へ出向いて調べてみた。その結果国立公文書館の『公文録』に明治4年藤原茂親の名で「竹嶋航行漁獵願書」と一ヶ月後に追加の「竹嶋再検届」が福岡藩経由で提出されていることがわかった。願書の冒頭には「私儀去巳年隠岐県奉職中御用間漁民父老ノ徒相招キ竹嶋地方且海岸等篤ト尋問仕候」と明治2（己巳）年隠岐県大参事だった時、地元の漁師の古老達から竹島（鬱陵島）のことを聞き関心を持ったとし、明治3年浜田県大参事時代には「以自力私財従者大庭善五ト申者ヲ彼嶋ニ差遣シ」と配下の石見地方に多い大庭姓の者を私財で竹島に派遣した。そして報告を受けた竹島については「人跡無之周廻十七八里東南ノ方風波平穩山低ク草木繁茂潤溪流シ（中略）極便利ノ場所ニシテ人民ヲ植付ルニヨロシ蓋僅々ノ弧嶋無数品類夥シク今是ヲ開墾セハ米穀蔬菜ハ勿論材炭魚塩ノ利無比」とし、今後「風浪平穩ノウチ再度検査ノタメ以自力凡七拾名航行仕ラセ候若夫開墾ノ儀ハ他日試験能行届候」とする積りだが、「上宜下手先不取敢島嶼試験漁獵等ノ儀只管奉懇願候」とまず試験漁獵を願っている。藤は一ヶ月後この年渡航させていた同志の者が語ったことを「竹嶋再検届」として届出た。そこには「折節朝鮮人上陸シ造船イタシ候處彼者共二月ニ渡海シ船艦製造ヲ済シ五月ニ帰帆イタシ曾テ永住セントノ以為ナシ」と最新の竹島の状況を報告しているが、竹

7) 島根県文書綴『浜田県史料 職制・工業・駅通・勸農・禁令』島根県公文書センター所蔵（請求番号：群0-1387）。

8) 同上。

9) 大島幾太郎『浜田町史』（浜田町、1935年）278頁。

10) 田村清三郎『島根県竹島の新研究』（1965年）33頁。

11) 児島俊平『山陰地方漁業史話』（石見郷土研究懇話会、2011年）66頁。

島について「此島皇国ニテ小磯竹又松嶋ト称スルヲ朝鮮ニテ鬱嶋ト唱ヨシ但小磯嶋ト隠岐トノ中間ニ巨岩ニツ並ヘルヲ松嶋ト云説アリ恐ラクハ誤リナラン」とも記しており注目される。すなわち竹島、松島は同一の島の別称としていることは、前述の『竹島考證』が明治9年7月武藤平学が提出した「松島開拓願」を竹島、松島を別々の島とした初めての願書としたことに鑑み、それ以前の一島二名段階の具体的な願書だと言うことを示している。男島（西島）、女島（東島）とも呼ばれる巨岩ニツを江戸時代は松島と呼んでいたが、松島は鬱陵島を意味する島の呼称の一つに変わっていることはイギリスがアルゴノート島、フランスがダジュレー島と鬱陵島が二つの島にされ、シーボルトが天保11（1840）年前者を竹島、後者を松島とする「日本図」を作成したが、アルゴノート島・竹島の所在は不明なことがだんだん明確になって来た時期に生まれた知識による願書であることも考えられる。

明治9年10月島根県が竹島外一島として提出した伺書が竹島、松島を一島二名としたものか、別々の二島としたものかを考える上で、藤（藤原）茂親の「竹嶋航行漁獵願書」と「竹嶋再検届」は意味のある資料である。この願書は当時民政を担当する省庁であった民部省が、「福岡藩士藤茂親ヨリ竹嶋航行漁獵願致勘弁候處願文ニハ云々日本嶋ノ様申立候へ共傳聞己而確証無之一体右嶋ノ位置ハ本朝ト朝鮮ノ間ニ在テ従来版圖不分明ニ付往々兩國間議論モ有之土地ノ趣ニ付假令漁獵等イタシ候テハ夫カ為葛藤ヲ生シ小事ヨリシテ如何様ノ難事引起シ可申哉モ難量候間版圖確定有之迄ハ御聞届不相成方可然仍テ御下知按相添別紙返進此段申進候也 辛未七月二日 民部省」と不認定を伝えてきている。明治4年の段階で竹島の地籍は明白でないという明治政府の認識もうかがえる。

明治4年浜田県では、浜田に近い福光村の8浦の一つである今浦の住民佐々木素次郎等が「石州沖無名之大島有図」という図を添付し、その島への渡海願を「御願申上候事」<sup>12)</sup>として提出している。添付図は浜田の今津屋八右衛門が天保4（1833）年描いた「竹嶋図」と極似しており、無名之大島が竹島であり、現在「竹嶋図」の所在が不明であるので原図か写し図かのどちらかが浜田周辺にあった可能性がでてきた。

## 2. 島根県参事境二郎と「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」（明治9年）

明治9年10月内務省の地理寮12等出仕の田尻賢信と地理大属杉山栄蔵の名で、島根県地籍編纂係に竹島の地籍に関する伺書の提出依頼があった。依頼文の冒頭は「御管轄内隠岐国某方ニ当テ、従来竹嶋ト相唱候孤島有之哉ニ相聞、固ヨリ旧鳥取藩商船往復シ線路モ有之趣」とあるが、島根県は明治9年4月浜田県を、直後の8月に鳥取県を併合し大島根県として出発したまもなく、竹島の地籍を問われたのである。当時の島根県は県令が長州出身の佐藤信寛で彼を支える参事も長州出身の境二郎であった。参事境二郎は自分の名で「日本海内竹嶋外一島地籍編纂方伺」を提出するし、明治11年島根県令を佐藤信寛から受け継いだ後、明治14年那賀郡浅井村大屋兼助外一名からの松島開拓願を自分の名で「日本海内松島

<sup>12)</sup> 『海産起業願-竹島開発』国文学研究資料館所蔵（祭魚洞文庫旧蔵水産史料 2321/01489）。

開墾之儀付伺」として内務卿と農商務卿に提出しており、明治16年明治政府からの「日本人民妄ニ松島へ渡航スヘカラサル旨ヲ論達ス」の布達を自分の名で島根県下に布告する等竹島、松島を当時どう認識していたかを判断する上で重要な人物と考えられるので、以下に少しくわしくその履歴を追跡しておく。なおその多くは旬刊誌『郷土石見』<sup>13)</sup>や『島嶼研究ジャーナル』<sup>14)</sup>に過去に私が報告している。

境二郎は天保7(1836)年長門国萩土原村(現在の山口県萩市)の長州藩士齋藤貞順の二男として生まれ、榮蔵と名づけられた。彼は長州藩萩城東郊の松本村に開塾していた松下村塾に学び、吉田松陰に師事した。松陰の「吉日録」<sup>15)</sup>には「館中の諸生近日多くは怠惰なり。就中勉強する者二人を得たり。一は正亮なり。一は齋藤榮蔵なり。」と中谷正亮と齋藤榮蔵の勉強ぶりを称賛している。また「丙辰幽室文稿」<sup>16)</sup>には「齋藤生の文を評す」という一文で齋藤榮蔵の加藤清正論を批評している。齋藤榮蔵は安政6(1859)年阿武郡江向村の境翁介の養子となり境二郎と改名し、その後翁介の三女たかと結婚した。

一方で彼は高杉晋作等と江戸に遊学もしている。安政5(1858)年7月10日付の松陰から桂小五郎、久坂玄瑞、赤川淡水宛の書状<sup>17)</sup>に「この度は誠に取急ぎ(中略)高杉晋作、二十日出足の筈に御座候。萬端仰せ合され御周旋下さるべく候。同道は山縣半蔵、齋藤榮蔵、嘆ずべし、嘆ずべし。」とある。「嘆ずべし、嘆ずべし。」は教え子達との別れの寂しさを慨嘆する表現であろうが、同年12月松陰はいわゆる安政の大獄で逮捕され翌年には刑死する運命にあり最後の別れでもあった。文久3(1863)年には齋藤榮蔵(境二郎)は萩に帰っており、藩校明倫館の文書掛となった。高杉晋作も帰郷しこの年奇兵隊を組織した。奇兵隊には前記の福岡藩士藤茂親が萩に駆け付け参加した。また藤は三条実美等七卿が薩摩、会津藩と公武合体派の公家による文久3年のクーデターいわゆる八月十八日の政変で長州に遁れて来ると三条等の警備役とし長らく当地に居たので、高杉晋作を介して等で境二郎と藤茂親の交流はあったと思われる。

境二郎は明治2(1869)年長州藩の権大参事に抜擢された。同年藤茂親も京都大属を経て隠岐県大参事になった。境二郎はその後犬上県(現在の滋賀県)の典事を経て明治5年島根県の典事となった。その後明治7年から島根県参事、明治11年から明治16年までは島根県令と長期間にわたって島根県の行政に関わっている。

その境二郎が明治9年10月16日の日付で、当時の島根県令佐藤信寛に代わって内務省宛てに「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を作成して提出した。その写しが島根県公文書センターに『地籍 文書科』として残存するので、全文を以下に再録しておく。

---

<sup>13)</sup> 杉原隆「浅井村士族大屋兼助外一名の「松島開拓願」について」『郷土石見』第83号(2010年4月)17-25頁。

<sup>14)</sup> 杉原隆「吉田松陰と竹島」『島嶼研究ジャーナル』第8巻第2号(内外出版刊、2019年3月)123-134頁。

<sup>15)</sup> 山口県教育会編『吉田松陰全集』第9巻(大和書房、1974年)520頁。

<sup>16)</sup> 同上、第2巻403-405頁。

<sup>17)</sup> 同上、第8巻74頁。

「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺

御省地理寮官員地籍編纂莅檢之爲本県巡回之砌、日本海中ニ在ル竹嶋之義ニ付、別紙乙第二十八号之照会有之候処、本島ハ永禄中発見之由ニテ、故鳥取藩之時元和四年より元禄八年迄凡七拾八年間、同藩領内伯耆国米子町之商大谷九右衛門、村川市兵衛ナル者、旧幕府之許可ヲ経テ毎歳渡海、島中ノ動植物積歸リ、内地ニ売却致候者己ニ確証有之、今ニ古書旧状等持伝候ニ付、別紙原由之大略図面共相副不取肯致候ニモ無之、今回全島実檢ノ上、委曲ヲ具ヘ記載可致之処、固より本県管轄ニ確定致候ニモ無之、且北海百余里ヲ懸隔シ線路モ不分明、尋常帆舞船等ノ能ク往返スヘキ非ラサレハ、右大谷某、村川某カ伝記ニ就キ追テ詳細ヲ上申可致候、而シテ其大方ヲ推案スルニ、管内隱岐国ノ乾位ニ当リ、山陰一帯ノ西部ニ貫附スヘキ哉ニ相見得候ニ付テハ本県国図ニ記載シ、地籍ニ編入スル等之儀ハ如何取計可然ル哉、何分之御指令相伺候也

九年十月十六日 長官代理 次官  
内務省宛

この伺書に関して若干のことを解説しておく、「乙第二十八号」とは内務省地理寮の田尻賢信、杉山栄蔵が島根県を訪れ直接口頭で竹島の地籍に関する伺書の提出を依頼するが、その内容を公文書として島根県地籍編製係に提出したもので年月日は明治九年十月五日と記されている。「本島ハ永禄中発見之由ニテ」は伺書の解説として添付された「原由の大略」に「永禄中伯耆国会見郡米子町商大屋甚吉航シテ越後ヨリ歸リ颱風ニ遭フテ此地ニ漂流ス」のことと思われるから、安土桃山期の元号永禄（1558～1570）と大谷家文書の『大谷家由緒實記 上』<sup>18)</sup>が記す「元和三年越後國ヨリ帰帆之砌風ト竹島ニ漂流」の江戸期経験する大屋甚吉の竹島漂流とは一致しない。また「原由之大略」は外一島の松島を「次ニ一島アリ、松島ト呼フ、周回三十町許、竹島ト同一線路ニ在リ、隱岐ヲ距ル八拾里許、樹竹稀ナリ、亦魚獸ヲ産ス、永禄中伯耆国会見郡米子町商大屋甚吉航シテ越後ヨリ歸リ颱風ニ遭フテ此地ニ漂流ス」と竹島に比較して松島はわずか一行半の紹介をした上で大屋甚吉の漂流先は竹島と松島を同じ島とするか、または竹島のことに記述内容を戻すかの表現にしている。伺書には「図面相副」と「磯竹島略図」との名で添付された図も提出しており、「原由の大略」にはその図を「今大谷氏伝フ所、享保年間ノ製図ヲ縮写シ是ヲ附ス」と説明しているが、享保9（1724）年將軍吉宗の「御尋ね」の時提出した図ではなく、元禄9（1696）年鳥取藩江戸留守居役の小谷伊兵衛が幕府に提出した「小谷伊兵衛方差出候竹嶋之繪圖」<sup>19)</sup>と小谷家が享保9年鳥取藩に提出した「小谷伊兵衛殿ニ所持被成候繪図之写」<sup>20)</sup>に拠ったものであることは、それぞれの図の比較から明白である。

18) 鳥取県米子市立山陰歴史館所蔵。

19) 鳥取県立博物館所蔵。

20) 鳥取県米子市立山陰歴史館所蔵。

### 3. 太政官指令（明治10年）の背景

島根県は明治9年10月16日島根県参事境二郎の名で、内務卿大久保利通に「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」を提出した。この明治9年に島根県参事境二郎は福岡県へ浜田県で明治3年浜田県大参事を務めた旧福岡藩士藤茂親に関して問い合わせをしている。田村清三郎氏の『明治初年の県政』<sup>21)</sup> がくわしくその内容を紹介するし、福岡県令渡辺清から島根県令境二郎への回答書の写しは島根県立図書館に所蔵されている。回答書からは当時滋賀県に住む藤の親族が彼は明治7年すでに亡くなった事を詳しく説明したり、「浜田大参事勤務中明治三庚午年浜田管内国民取鎮メ」等の記載から、境二郎が藤の消息や彼の履歴を知りたいと思っていたことは類推出来るが、渡辺清の回答が十二月二十三日付であることだけが手がかかりで問い合わせをした日付や具体的な問い合わせ内容のわかる行政文書は島根県、福岡県の両県共未だ見つかっていない。境の問い合わせが彼の名で島根県が内務卿に伺書を提出した明治9年10月16日より前なら藤が鬱陵島を「竹島はまた松島と称する」と明治4年民部省に提出した書類に書いているから、島名に関する質問も含まれている可能性がある。島根県は内務省からは「竹島の地籍」についてだけ問い合わせを受けているから竹島と松島の関係を重要視した事は十分考えられる。この明治9年には8月に鳥取県が島根県に併合された。島根県公文書センターには『明治九年 鳥取縣事務引渡書 秘書科』や『明治九年九月 引渡書目 舊鳥取縣』等の目録が所蔵されている。特に後者からは『伯耆志』、『因幡志』、『伯耆民談記』等が併合一ヶ月後には島根県に届いていることがわかる。特に『伯耆志』は伯耆國會見郡米子町に居住する大谷、村川家を含む地域の地誌で竹島に関する記述も多く、特に「原由の大略」に載る竹島の動植物の名等は『伯耆志』に拠った可能性がある。10月5日に内務省地理寮の田尻賢信、杉山栄蔵から伺書提出の依頼を受けてからわずか2週間後の10月16日に伺書提出は余りに早いから、内々に内務省から事前に依頼があったとの推測もあるが、関係資料が鳥取県から島根県に以外に早く手渡されていた事実は短期間で伺書作成の可能性も考えさせられるものがある。また地理大属の杉山栄蔵は旧鳥取藩士であることも判明した<sup>22)</sup>。翌明治10年島根県士族として「竹島渡海之願」を東京府に提出した戸田敬義も旧鳥取藩から江戸へ派遣された人物なのにすでに島根県士族を名乗っているから、杉山栄蔵も島根県に併合された後の旧鳥取県人として単に田尻賢信の同行者ではなく、今や島根県人として鳥取藩関係の資料の所在の教示等島根県に協力した可能性がある。

島根県からの「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」が内務省を経て右大臣岩倉具視に内務卿大久保利通代理内務少輔前島密から「版圖ノ取捨ハ重大之事件ニ付、別紙書類相添、為念、此段、相伺候也」として提示されたのは、明治10年3月17日である。そして3月20日が太政官会議の日だったと思われる。太政官会議等については他の研究者による詳細な分析が別項に載るので省略するが、諸事情により出席すべき9人の内5人は東京に居なかったから、

<sup>21)</sup> 田村『前掲書』(注6) 71-74頁。

<sup>22)</sup> 岸本覚『褒められた人びと一表彰・栄典からみた鳥取一』(鳥取県総務課県史編纂室、2013年) 47頁。

会議ではなく残る4人の持ち回りでの決裁だった事も考えられる。また下條正男氏の著書<sup>23)</sup>によるとこの時の太政官による裁決事項は前側の事項は「病院地所ノ内司薬場へ引渡ノ儀伺」で、後の方は「旧神官編籍ノ儀伺」に関する内容で、内務省の「版図ノ取捨ハ重大ノ事件ニ付」という事への対応としては程遠い雑事扱いで決裁されたように推測されるという。大政官指令は「御指令按 伺之趣 竹島外一島之義、本邦関係無之義ト可相心得事 明治十年三月廿九日」と内務省の伺の内容にそったものになっている。

#### 4. 島根県官吏清水清太郎の『隠岐国地誌略』（明治13年）

明治9年島根県は4月に浜田県を、8月には鳥取県を併合して大島根県と呼ばれる時代が出現した。県令にはそれまで浜田県令であった佐藤信寛が着任した。佐藤と同じ長州の士族出身で浜田県の官吏であった清水清太郎も島根県職員として松江に姿を現した。清水の身分は12等出仕、職制は第一課(庶務)の衛生係と第五課(学務)の学務係を兼務することになった。『明治十年島根県政始稟告』という明治10年1月に年頭の所感として島根県の官吏が自分の職務を紹介し、職責遂行の決意を述べている冊子<sup>24)</sup>に清水は学務係として、「本縣五ヶ国ヲ經理スルニ当リ各地民情ノ異同ヲ斟酌シ彼是長短ヲ取捨シ本縣一定ノ規則ヲ設与施行ノ順序ヲ申稟スル」と述べている。島根県下の民情を共通にするためには、自分の住む地域以外の地誌を知ることは必須の要素であった。清水は各地に出向き明治12年には『石見国地誌略』、『出雲国地誌略』、『因幡国地誌略』を、明治13年には『隠岐国地誌略』、『伯耆国地誌略』<sup>25)</sup>をまとめ出版して県民に提供した。

その中の『隠岐国地誌略』に「福浦湊ハ郷ノ西北ニアリ東西拾三町南北九町深サ拾餘尋港中ノ小島ニ弁財天女ノ神祠アリ土俗相傳フ二百年前伯耆米子ノ人某氏幕府ニ請ヒ毎歳竹島ニ航スルニ必ス茲ニ艤ス其祠前ノ華表ハ當時彼島ヨリ齎シ歸ル所ノ木材ナリ竹島ハ西北七拾餘里ニ在リト」と竹島という島名を2ヶ所にだけ記載している。清水は直近に刊行されている『日本地誌提要』<sup>26)</sup>が山陰道、隠岐の部分に竹島、松島を記述している事や島根県が内務省に提出した伺書に「山陰一帯之西部ニ貫附スヘキ哉ニ相見候」とした事は熟知していたはずであるから、5つの『地誌略』の中では山陰西北部の地誌である『隠岐国地誌略』に竹島を記載したのは当然のことと思われる。ただ『日本地誌提要』がこの海域に竹島、松島の二島を記し、島根県の伺書が「竹島外一島」としたのに対し、清水が竹島という一つの島名で記しているのは島根県の「竹島外一島」が「竹島とか松島という島」の一島二名であることから竹島という島名に集約して記載したとも考えられる。そもそも内務省が島根県へ問い合わせたのは竹島の地籍であり、島根県も清水の記述と同じように竹島だけの島名で伺書を提出す

<sup>23)</sup> 下條正男『韓国の竹島教育の現状とその問題点』（第4期島根県竹島問題研究会刊、2018年）64頁。

<sup>24)</sup> 鳥取市歴史博物館所蔵。

<sup>25)</sup> 清水清太郎『島根県管内地誌略』（1879-1880年）、国立国会図書館所蔵（請求記号：特31-303）。

<sup>26)</sup> 塚本明毅編『日本地誌提要』卷之五十「隠岐」（東京日報社、1878年）国立国会図書館所蔵（請求記号：24-20）。



べきだったが、当時竹島を意味するアルゴノート島の所在が不明で各種の地図類では竹島は点線で描かれることが多くなり、ダジュレー島の松島が鬱陵島として実線で描かれ始めており「竹島外一島」と松島の島名を追加しておいたと考えられる。なお明治12年5月28日付の「朝野新聞」<sup>27)</sup>には、清水が現在の島根県安来市の清水寺付近で歴史上の人物児島高德の碑文を発見して解読したことを報じ「清水清太郎氏は好古の人で管内地誌略の編纂に従事されている官吏」と紹介されている。清水はまた明治9年10月に元明治政府の参議を務めた前原一誠が、萩で政府への不満を持つ士族等と共に反乱を起こし、敗れると船で敗走し島根県の出雲大社に近い宇竜港に姿を見せた時、同じ長州人の県令佐藤信寛、参事境二郎に命じられ現地宇竜港に出向き、前原に長州の後輩士族としての礼節を尽くして降伏を進言して、それを実現させた事でも知られる人物である<sup>28)</sup>。

## 5. 島根県令境二郎と「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」（明治14年）

島根県令境二郎は明治9年の「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に続いて、明治14年にも内務省へ鬱陵島渡海に関する伺書を提出する機会を持つことになった。その理由は伺書の中にも記載されているが、略述すれば那賀郡浅井村すなわち現在の浜田市浅井町に居住する士族大屋兼助なる人物が東京府の大倉喜八郎という人物が設立している大倉組という財閥の関西地区の責任者片山常雄に誘われて、浜田から海軍省第一回漕丸という船で同年の8月松島に渡った。その島は「古木稠茂シ、其間幾多ノ溪流且ツハ平坦ノ地アリ、地味膏腴水利モ又便僅カニ一隅ヲ拓クモ数十町歩ノ耕地ヲ得ヘク」の状況で大屋兼助は浜田地方で同志を募りこの島の開拓を決意したとしている。大倉組の松島での伐木事業は、長崎からウラジオストックに向かう船の船上から多くの人が松島の森林資源を実見し、大倉喜八郎に勧めて開始されたものと思われる。大屋兼助の島根県への願書には、もう一人の地元での協力者をすぐ得たらしく、「大屋兼助外一名」の願書となっているが、外一名は大倉喜八郎との交流を示す書簡等を所持していた浜田の廻船業者下浦藤九郎であると推測される。大屋兼助外一名の松島開墾願はまず島根県へ提出されたので、受け取った島根県令境二郎は、内務省へ自分の名で提出している。

注目されるのは明治9年自分が提出した「竹島外一島」とした島に関して質問をしていることである。すなわち「十年四月御指令後或ハ御詮議相変リ、本邦版図内ト被定候ニ可有之歟」と太政官指令で竹島外一島は本邦関係なしとされていたが、その後大倉組が伐木事業をしているところを見ると竹島外一島が日本領になったのですかと質問している。この願書は明治14年11月12日付で内務卿と農商務卿に提出されているが、内務省は島根県令境二郎の疑義を重要視してか外務省に問い合わせをしており、外務省の外務権大書記官・公安局長

<sup>27)</sup> 東京大学法学部明治新聞雑誌文庫編『朝野新聞 縮刷版』（ペリかん社、1981-1984年）島根大学図書館所蔵（所蔵番号：341-6052）。

<sup>28)</sup> 田村貞雄「前原一誠一行を捕縛した清水清太郎」『山口県地方史研究』第88号（2002年10月）46-65頁。

光妙寺三郎から明治14年11月30日起草の内務卿大書記官西村捨三宛の回答書が残っている<sup>29)</sup>。そこには「朝鮮国蔚陵島即竹島松島之儀ニ付、御問合之趣閱悉候」とし、日本人でその島へ渡航して漁採伐木する者がいると朝鮮政府から外務卿に連絡があり調べたところ、その事実があったので該当者はすでに撤退、帰国させている。今後も同様の扱いとするので、「該政府江照覆置相成候」としている。平成21年10月29日私と竹島資料室のスタッフで明治初期の島根県の行政文書を調査していた時、『明治十四年、明治十五年 県治要領』<sup>30)</sup>という受領した主な行政文書を1年ごとにまとめた冊子の中で明治15年1月31日の項に「去年十一月十二日ヲ以テ日本海内松島開墾ノ義ヲ内務農商務両卿ニ稟議シ至是内務卿ヨリ其指令ヲ得ル如左書面松島ノ義ハ最前指令ノ通本邦関係無之義ト可相心得依テ開墾願ノ義許可スヘキ筋ニ無之 但本件ハ両名宛ニ不及候事」と記述されているものを発見した。この明治14、15年の関係文書からは、島根県参事時代に境二郎が「竹島外一島」と表現した島は明治14年大倉組が伐木し、大屋兼助等が「松島開墾願」を提出した島と同じであり、外務省は「鬱陵島即竹島松島」と一島二名で認識していたことがわかる。明治12年10月15日付の長崎で発行されていた「西海新聞」<sup>31)</sup>は竹島、松島について「或ハ一島兩名有リトシ或ハ二島各稱有リトシ其ノ實地上ニ於テ未タ其ノ詳細ヲ探知スルヲ得サリキ」とし、明治13年現地に派遣された軍艦「天城」も鬱陵島を松島、竹嶼を竹島として「多年ノ疑義一朝氷解セリ」なる結論を出したりしたが、朝鮮政府からの抗議とこの明治14年の松島開墾願とその内の質問により政府は明治16年の「日本称松島一名竹島、朝鮮称蔚陵島」とする全国への布達を出すことになったと思われる。なお島根県の『県治要領』以外の明治14、15年関係の資料はすべて外務省外交資料館所蔵の「朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件」に記載されている。

## おわりに

太政官の「竹島外一島ノ義本邦関係無之義ト可相心得事」という明治10年の指令が竹島と松島の二島を指すか、竹島とか松島と言われる一島を意味するかの問題が「太政官指令」問題である。そしてそれには明治9年に「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を島根県参事として提出し、明治14年には島根県令として「日本海内松島之開墾之儀ニ付伺」を提出した長州萩の松下村塾で吉田松陰に師事し明治5年から16年まで島根県の官吏であった境二郎を探求することで解明されると思われる。そして結論的には松下村塾の同志高杉晋作を介して知己の関係にあったと推測される福岡藩士藤（藤原）茂親が明治4年当時の民部省に提出した文書にある「竹島は小磯竹、松島とも称する」の小磯竹を除けば竹島、松島の一島二名がその後の伺書や願書に一貫しており、また明治政府でも明治14年の内務省から外務省

<sup>29)</sup> 「公第二六五一号」『前掲外交記録』（注4）。

<sup>30)</sup> 島根県公文書センター所蔵（請求番号：群1-0584）。

<sup>31)</sup> 国立国会図書館所蔵（請求記号：YB-345）。

への問い合わせは「日本海ニ在ル竹島松島之儀」とするし、外務省も「鬱陵島即竹島松島之義」であり、明治16年内務卿山田顕義が全国の府県に布達した「日本称松島一名竹島朝鮮称蔚陵島」とする同島渡海禁止に連結すると思われる。

島根県では明治時代後期、現在の竹島が島根県所属と閣議で決定した時期に竹島と鬱陵島を一緒に巡検した中井養三郎、東文輔、奥原碧雲の竹島、松島認識の相違に太政官指令から続く竹島問題の複雑さが再確認出来る。

すなわち元治元（1864）年鳥取県東伯郡小鴨村に生まれた中井養三郎は明治11年島根県令を境二郎が務めている時期に松江に来て漢学者内村友輔（鱸香）の門下生となった。明治18年にはさらに漢学の道を探求しようと上京したが、折からの東京で広まっていた実学ブームの中で海鼠（なまこ）、鮑（あわび）等の漁猟を目指す潜水器漁業に関心をもった。漁業器具を整備した漁船を入手すると、隠岐島庁に提出している「履歴書」<sup>32)</sup>によれば明治23年からロシアのウラジオストック（浦潮斯徳）近海や朝鮮の全羅道、忠清道沿岸、日本の隠岐諸島等で潜水器漁業を開始した。10数年を経て漁場の移動にかかる経費と資源枯渇の心配を考えていた時期、隠岐の久見村の漁民等による海驢（あしか）猟の情報が入ってきた。明治36、37年自らも加わって試験操業に従事し、海驢が生育する江戸時代初期松島と呼ばれ、嘉永2（1849）年フランス船リャンクール号が着船してからはリャンクール島とか隠岐の人々はリャンコ島と呼んだ島の猟場化を目指した。中井は猟場保全と直面していた他のグループとの過当競争打破を目指して、明治37年9月に内務省、外務省、農商務省大臣宛てに「りやんこ島領土編入并貸下願」を提出するに至った。その「願書」に添付した「リャンコ島領土編入并貸下願説明書」内の「本島ノ位置及ヒ由来」に彼の当時の竹島、松島に関する認識がうかがえる。すなわち「俗説ニ鬱陵島ハ松島ニシテ、真之竹島ナルモノハ別ニアリ、大ナル竹ヲ産スト云フモノアリ、然レドモ米子ノ某ガ往復シタル竹島ハ確ニ鬱陵島ナリ、所謂松竹両島ハ邦人ノ命名スル所ニシテ、鬱陵島ト本島トヲ并称シタルニハアラザルカ、而シテ隠岐列島ヲ経テ鬱陵島ニ数度往復セルモノハ、本島ヲ見ザル筈ナシ、要スルニ邦人ハ夙ニ本島ヲ発見シ居ルモ、惜ムラクハ記録ノ呈スヘキモノナキノミナラント信ス」としている。すなわち松島は竹島と呼ばれていた鬱陵島の隣の島だから松島と併称されていた可能性はあるが資料がほとんどないからとし、自分が用いる島名としては過去の歴史も含めてりやんこ島に対して松島の名は全く使用しなかった。

現在の竹島に竹島という島名を提案したのは、隠岐島司東文輔であった。明治22（1889）年島嶼町村制導入で隠岐諸島も郡制が廃止され隠岐島庁による行政上の統治体制が成立した。島庁のトップは島司という職名で、隠岐島司として東文輔は6代目である。彼は文久元（1861）年月現在の山口県である周防国吉敷郡吉敷村で生まれ、成長すると地元の小学校訓導になったが、一念発起し東京大学法学部で学び卒業すると京都府、岐阜県の郡長等を務めた後、明治36年1月隠岐島司に着任した。島根県へも隠岐へも初めて行政官として着任した

---

<sup>32)</sup> 島根県文書綴『明治二十八年度 渉外関係綴』島根県竹島資料室所蔵。

東に、明治37年1月県の内務部長堀信次から「周吉郡西郷町中井養三郎ヨリ領土編入并ニ貸下ノ件、別紙之通出願ニ付、目下調査中之趣ニ候処、弥々所属ヲ定メラルヽ場合ニ於テハ隠岐島庁ノ所管トセラルヽモ差支ナキ御見込ニ候ヤ、又嶋嶼ノ命名ニ付併セテ御意見承知致度、此段及照会候也」<sup>33)</sup>という文書が届いた。東は同月中に「元来朝鮮ノ東方海上ニ松竹両島ノ存在スルハ一般口碑ノ伝フル所、而シテ従来当地方ヨリ樵耕業者ノ往来スル鬱陵島ヲ竹島ト通称スルモ、其实ハ松島ニシテ、海図ニ依ルモ瞭然タル次第ニ有之候、左スレハ此新島ヲ措テ他ニ竹島ニ該当スヘキモノ無之、依テ従来誤称シタル名称ヲ転用シ、竹島ノ通称ヲ新島ニ冠セシメ候方可然ト存候、此段及回答候也」<sup>34)</sup>と回答した。すなわち中井養三郎が明治政府に願い出た島嶼を隠岐支庁の所管にすることは差支えないし、島名は古来その海域に松竹の呼称を持つ二つの島があったと聞くし、現在の海図は鬱陵島を松島としているから、鬱陵島に対して通称か誤称として利用されていた竹島を新島の島名にするのが最善であると思ふと提案している。

東の提案が島根県、明治政府の閣議で受け入れられ、明治38年2月新聞で発表された。竹島は隠岐島司の所管になり、東は明治43年3月までその隠岐島司として西郷町に夫人、4人の子供達と共に居たが、その後兵庫県内の郡長として転勤した。さらに竹島、鬱陵島へ出向いた経験を重視されてか、遼東半島の旅順に関東庁が置かれるとその理事官なる官吏として派遣されている。

明治38年島根県に竹島が所属することが決定した翌年、島根県から45名の調査団が新しく竹島の島名を与えられた島と隣接する鬱陵島を見聞する為に隠岐経由で出発した。その中に現在の松江市、当時の八束郡秋鹿(あいか)村の尋常小学校長で郷土史家であった奥原福市(号は碧雲)もいた。彼が3月の調査から帰って5月には書きあげたという報告書でもある著書に『竹島及鬱陵島』<sup>35)</sup>と調査中知遇を得て聞き取りをして書きたい「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」<sup>36)</sup>が残っている。『竹島及鬱陵島』には「元来、雲伯地方の漁人が竹島と称せしは、皆鬱陵島のことにして現今、なほ、地理らに暗きものは、新領土の竹島を以て、従来称へ来たりし樹木蔚々たる竹島と誤解し、鬱陵島のわが領土に入りしものヽ如くおもへるもの少なからず。試みに、雲伯沿海の漁人にして、数回竹島に渡航せりと称するものにつきて、質問せんか、かれ等は得々として、樹木翁鬱良材に富み、住民多く、漁利夥多なるを以て答ふべしこれ即ち、島根島取地方称へ来たりし竹島は鬱陵島たりしことあきらかなり。」、 「竹島圖説、竹島考、伯耆民談等の竹島に関する記事は全く鬱陵島の記事にして」等過去に竹島は鬱陵島を意味していたから、今回同じ竹島の島名を用いるなら新竹島とすべきであると主張した。隠岐島司東文輔は隠岐を去る前に隠岐の地誌、歴史をまとめる事業を提案した。

---

<sup>33)</sup> 「庶一〇七三号」島根県文書綴『竹嶋』島根県公文書センター所蔵(請求番号:群1-1111)。

<sup>34)</sup> 同上、「乙庶第一五二号」。

<sup>35)</sup> 奥原碧雲『竹島及鬱陵島』(報光社、1907年)。

<sup>36)</sup> 原本は島根県竹島資料室所蔵。

それを受けて後に『隠岐島誌』<sup>37)</sup>の名でまとめられる冊子には隠岐在住でない郷土史家の奥原福市も編集委員として参加し、「第三編 竹島」を担当したが、「竹島の領土編入」の項では「命名に就きては、水路誌および海図中、既に鬱陵島を松島と稱せし以上は、竹島に當るべき島嶼はリヤンコ島を措きて他に求むべからずとし、依て、竹島と命名せられる所以なり、唯、茲措きて、疑問とすべきは、水路部に於て、如何なる史料によりて、「鬱陵島一名松島」と命名せしかにあり。若し舊来の名稱により、「鬱陵島一名竹島」と記載せられしならんには、リヤンコ島は、舊稱によりて松島と命名せらるべく、島名顛倒の不便を見ずして止むべかりしなり。」とし、日露戦争に関しての項では、「新竹島と日本海々戦」とし、あくまでも竹島は鬱陵島に対する島名でリヤンコ島は新竹島とすべきという持論を展開している。太政官指令以降も竹島、松島に関する認識の違いは山陰地方では、長らく続いたことになる。

---

<sup>37)</sup> 隠岐島誌編纂係編『隠岐島誌』（島根県隠岐支庁、1933年）。復刻版は『隠岐島誌（全）』（名著出版、1972年）。